

人権と環境に関する会社方針

2022年8月1日
株式会社コンフィテーラ
代表取締役社長
今村雄紀

株式会社コンフィテーラは、2011年に国連の人権理事会に於いて決議された《ビジネスと人権に関する指導原則=UNGP》の内容に沿って、サプライチェーン中の人権と環境に対する会社方針を定め、関係者に弊社の方針を伝え、以下に定める項目への理解と実践を期待し、継続して働きかけていきます。

1. 従業員の人権を尊重し、差別(人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、性的指向、性自認、心身の障害等)、各種ハラスメント、虐待等の非人道的な扱いを行わない。
2. 従業員に強制労働、児童労働を行わせない。また、18歳未満の者を危険有害労働に従事させない。
3. 雇用における性別、人種、宗教等による差別を行わず、ジェンダー平等を推進する。
4. 法定最低賃金を遵守すると共に、生活賃金以上の支払いに努める。不当な賃金の減額を行わない。
5. 労働条件・労働環境等に関して労使間の円滑な協議を図るため従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する。
6. 法定限度を遵守すると共に、従業員の労働時間・休日・休暇・賃金を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。
7. 従業員に対して、適用される法令に従い、健康かつ安全に、そして安心して働き続けられる職場環境を整備する。

8. 事業活動において、地域社会と生物多様性、環境汚染、その他環境問題への影響に配慮し、エネルギー、水、その他資源の使用量、及び温室効果ガス、廃棄物の排出量の削減に努める。
9. 関係法令及び国際的なルールを遵守し、公正な取引及び腐敗防止を徹底する。役職員が本方針を理解し、一人ひとりの業務において本方針に基づいた行動が実践されるように、必要な教育及び能力開発を行う。
10. 上記の各項目に関する情報の適時・適切な開示を行う。

以上